

大阪市都市景観委員会運営要綱

制 定 平成 11 年 2 月 10 日

最近改正 平成 18 年 6 月 9 日

1 目 的

この運営要綱は、大阪市都市景観規則第 22 条の規定に基づき、大阪市都市景観委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 会 議

(1) 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

ア 会議において次の各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合

- ① 法令又は条例の規定により、公開することができないとされている情報。
- ② 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの。ただし、何人も閲覧することができるのとされている情報等公開しても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるものを除く。
- ③ 法人その他の団体に関する情報又は、事業を含む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより事業者の競走上の地位その他正当な地益を害すると認められるもの。
- ④ 第三者から公開しないことを条件として、任意に提供された情報であって、公開することにより、当該第三者との協力関係又は信頼関係を損なうと認められるもの。
- ⑤ 市長やその他の執行期間の権限に属する国、他の地方公共団体等の事務に関して、主務大臣等から公開してはならない旨の明示の指示がある情報。
- ⑥ 公開することにより、本市の機関又は国等の機関が行う事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障は生じると認められる情報又は国等との協力関係若しくは信頼関係を損なうと認められる情報。
- ⑦ 公開することにより、人の生命、身体、財産等その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報。

イ 会議において、裁決、決定等行政処分及びその妥当性に関して審議する場合

ウ 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(2) 委員会を非公開とする場合の決定は委員長が行い、委員に対し事前に通知するものとする。

(3) 委員会の会議の公開は、傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとし、会議を円滑に運営するため別途傍聴要領を定める。

3 議 事 録

- (1) 委員会の議事は、議事録として記録する。
- (2) 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 開催年月日
 - イ 開催場所
 - ウ 出席者の役職、氏名
 - エ 議事の概要
 - オ その他委員長が必要と認める事項
- (3) 議事録は、委員長が指名する委員 2 名が署名する。

4 部 会

- (1) 大阪市都市景観規則第 19 条に規定する部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会の運営についての詳細は、部会ごとに別に定める。

5 そ の 他

この運営要綱の施行について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。